

e-TAXを利用して所得税の確定申告 をされる方へ「電子証明書のご案内」

e-Taxとは…

e-Taxは、インターネットで国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。e-Taxのご利用にあたっては、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得してください(オンラインで取得できません)。

確定申告書等作成コーナーで作成した申告書等のデータは、e-Taxを利用して自宅から税務署に送信できます。
また、印刷した申告書は税務署に郵送等でも提出できます。
くわしくは国税庁のホームページをご覧ください。
<http://www.nta.go.jp/index.htm>

自宅のパソコンからインターネットを利用して手続きを行う際に、他人のなりすましや改ざん防止のため、電子証明書を交付しています。

所得税の確定申告でe-TAXをご利用の方は、電子証明書の交付を受けてください。電子証明書は、住民基本台帳カードに格納されますので、住民基本台帳カードをお持ちでない方は、あわせて申請してください。

受付場所
市民課窓口(国分寺、石橋、南河内)
受付時間
午前8時30分～午後4時30分

新規で電子証明書の交付を受ける方へ

〈対象になる方〉
下野市に住民登録のある方
〈必要なもの〉
・住民基本台帳カード(お持ちでない方は、電子証明書の申請の際にあわせて申請してください)
・本人確認書類(顔写真入り住民基本台帳カード、運転免許証、

旅券等顔写真の入った官公庁発行の身分証明書)
・手数料500円

※本人確認書類が無い方は、照会書により確認の手続きをします。住民基本台帳カード及び電子証明書の発行までに数日かかりますのでご了承ください。

すでに電子証明書の交付を受けている方へ

電子証明書の有効期限は3年間です。(氏名、住所等に変更があった場合は、有効期限内であっても失効します。)住民基本台帳カードの有効期限(10年間)と異なりますのでご注意ください。

電子証明書が失効している場合、e-TAXでの確定申告等に使うことができなくなります。有効期限が分からなくなりました方は、電子証明書の交付時に発行した「電子証明書の写し」や「公的個人認証ポータルサイト」(<http://www.jpki.go.jp/>)上に開設されている「オンライン

「窓口」を利用して確認することができません。

電子証明書の更新をする方へ

更新が必要な方は、有効期限が切れる3か月前から手続きができます。電子証明書は、更新の手続きをとった日から3年間有効になります。現在の電子証明書が有効期限経過により失効した後でも、新しい電子証明書の発行を受けることができます。

〈必要なもの〉
・住民基本台帳カード
・本人確認書類(顔写真入り住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等顔写真の入った官公庁発行の身分証明書)
・手数料 500円

※本人確認書類が無い方は、照会書により確認の手続きをします。電子証明書の交付までに数日かかりますのでご了承ください。

パスワードを間違えてロックがかかってしまった場合

電子証明書は、不正利用防止

のためにパスワードを連続して5回間違えるとロックがかかるようになっていきます。入力を間違えてロックがかかってしまったり、パスワードを忘れてしまった場合には、市民課窓口にてロックの解除やパスワードの再設定等の手続きが必要になります。

〈必要なもの〉
・住民基本台帳カード
・本人確認書類(顔写真入り住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等官公庁発行の顔写真入り身分証明書)

※電子証明書は、インターネット上の身分証明書のようなものですので、発行には厳密な本人確認が必要です。申請には、ご本人が窓口にお越しくださいようお願いいたします。
※確定申告時期は窓口が混雑することがございますので、時間に余裕を持ってお越しください。

問い合わせ先

市民課 ☎(40)5557